



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 J E U G I A
 代表者名 代表取締役社長 西村 昌史
 (コード番号：9826 東証第二部)
 問合せ先 常務取締役総務部長兼経理部長 川村 義和
 (TEL. 075-255-1566)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第29条及び第37条の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役である者を除く。</u>)との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上